

ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(案)に対するご意見の概要及びそれに対する回答

凡例

名称	略称
ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(案)	本ガイド案
新時代の株主総会プロセスの在り方研究会	本研究会
ハイブリッド参加型バーチャル株主総会	参加型
ハイブリッド出席型バーチャル株主総会	出席型

NO.	コメントの概要	経済産業省の考え方
全般		
1	<p>バーチャルオンリー型株主総会について、本ガイド案では「現行の会社法下においては解釈上難しい面があるとの見解が示されている」との記載があるが、以下の理由により適切ではないと考える。</p> <p>①ハイブリッド型でも、インターネット等の手段を用いて参加又は出席する株主の個別の「場所」は招集通知に記載されるわけではない。バーチャルオンリー型であっても議長がいる場所を「場所」として表示し、各株主はインターネット等で参加又は出席するようにすることも可能と解すべき。</p> <p>②旧商法下では取締役の招集には日時と場所の特定が必要と解されていたが、法務省の見解によりテレビ会議による取締役会の開催が認められ、その後電話会議も認められるに至った。これらの会議の場合、招集通知に「場所」を記載するとしても、取締役が出席する複数の場所の一つを表示しているにすぎず、株主総会においても同様に解して差し支えないと見料。</p>	<p>本ガイド案は、現行法を前提としたバーチャルオンリー型株主総会の開催の可否についての見解を示すことを目的とするものではありません。本ガイド案P.4の脚注2でご紹介した見解など、現行法の解釈として、バーチャルオンリー型株主総会の開催については疑義があるとする見解も示されていることを踏まえ、本ガイドは、バーチャル株主総会のうちそれ以外の類型である「ハイブリッド型バーチャル株主総会」について整理を行っているものです。</p>
2	<p>事前に設ける対話の対象を個人投資家にまで広げることを検討して欲しい。会社法を考慮しすぎない形式で個人投資家と企業は事前に対話すべきである。</p> <p>株主総会当日に、少数株主の動議が多く発生することもある株主総会が繰り返される状況は速やかに解消すべき。</p> <p>あらゆる投資家層と日頃から対話の機会を柔軟に増やしていく企業を支援し株主総会で建設的な議論が総会に参加する個人とも諮られるよう、新しい時代の株主総会プロセスを前進していただきたい。</p>	<p>今後の研究会における検討の貴重なご意見として承ります。</p>
3	<p>ESGへの個人投資家の関与の重要性を考えると、企業によるエンゲージメントの対象として個人株主はきわめて重要である。</p> <p>遠隔地に住む株主が株主総会の模様をリアルタイムで視聴できることは意義のあることだが、年に一度の定時株主総会のみで個人株主とのエンゲージメントをするには限界がある。</p> <p>株主総会という法的枠組みの中での年に一度のイベントではなく、日常的、継続的に双方向の対話を企業と日本全国の個人株主が行うための方法として、インターネットをどのように活用できるか、それに関して国としてどのような促進策を講じることができるかを議論することが望ましい。</p>	
参加型・出席型共通		
4	<p>ハイブリッド型バーチャル株主総会の場合、事後的配信の場合と異なり、映像加工は困難になるのではないかと。動議が提出された際の映像加工についての一定のルールを設ける必要があると思う。</p> <p>バーチャルで株主総会に参加する株主は、会場の臨場感が薄れることから、リアル会場で動議が提出されると、状況を見守るといよりは退屈な時間を過ごすことになり参加を離脱する株主が増えることになるように思う。</p>	<p>動議が提出された場合も想定して、映像として映す範囲についてあらかじめ会社が決めておくことが必要と考えます。</p> <p>出席型におけるバーチャル出席者については、審議を経た後の決議にも参加することが想定されております。したがって、(ガイド案P.21-23のとおり、システムによっては動議の提出・決議には参加できない可能性があるもの)基本的には全ての審議状況を確認できることが望ましいと考えます。</p> <p>一方、参加型については、色々な工夫が考えられるかと思っておりますので、今後の事例の積み重ねの中で、株主の要請もふまえて検討されていくべきものであると考えます。</p>
ハイブリッド参加型バーチャル株主総会		
5	<p>ハイブリッド参加型バーチャル株主総会の留意事項として「株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくく、より臨場感の増した配信が可能」とあるが、株主限定の動画配信であっても、簡単にミラー配信でき、切り取りで拡散される可能性もあり、拡散した人物を特定することも困難なので、広く一般に向けた配信と同じレベルのレギュレーションが望ましいと思えます。</p>	<p>ここでは、肖像権への配慮は必要であることを前提として、一般論として、不特定多数に配信する場合に比べて、会議の構成員のみに限って配信する場合には問題が生じにくい旨を記載しております。ご指摘の点については、それぞれの企業において、株主総会の規模や参加/出席人数等を踏まえて対応の必要があるかどうかも含め検討されるべきものと考えます。</p>
6	<p>P.9の議決権行使の考え方については、ガイド案に賛成する。</p> <p>ハイブリッド参加型バーチャル株主総会は、株主が株主総会に「出席」せず、審議等を「確認・傍聴」することができる株主総会であるため、インターネット等の手段を用いた当日の株主総会への出席を認めなくてもよい。もっとも、実施ガイド案9頁(注6)については、以下の検討課題が残るため、検討課題の解決を行うべきである。第1は、参加株主(参加型)を出席株主(出席型)に切り替えるシステムが用意されている必要があることである。第2は、最終的に出席株主の議決権数が増えるという問題である。第3に、リアル出席株主について採決時に議場への途中参加を認めないとする扱いが行われているときは、ガイド案9頁(注6)の取扱いは、リアル出席株主との差別化を設けることになり、それが法的に許容されるかという問題も規律。第4に、ガイド案は、会社法施行規則63条3号ハ・70条の規律が、会社の事務処理上の便宜から設けられたものとの理解を前提に、当該行使期限を株主総会における採決時以前と解することができるが、趣旨解釈としてはともかく、「特定の時」が少なくとも株主総会の日時以前の時であることとされていること(会社法施行規則63条3号ハ・70条)からすれば、ガイド案9頁(注6)で示された解釈は、かなり無理があると言わざるを得ない。</p>	<p>ガイド案の趣旨に賛同いただきありがとうございます。まず、ご指摘の第4について、脚注6については、一つの解釈としてご紹介しているのですが、ご指摘のように参加が議決権行使時に出席に切り替わるというのではなく、参加株主が傍聴後に、法298条1項4号により出席しない株主のために認められた電磁的方法による議決権行使をすることを認めるという考え方をします。したがって、ご指摘の第1、第2については該当しないものと考えます。また、ご指摘の第3については、当該考え方を採用する際には実務的に留意すべき事項と考えます。</p>

7	P.9の参加方法について、実施ガイド案に賛成する。バーチャル参加株主が株主総会に参加するための手段を構築し、その手段を事前に株主に対して周知することは妥当である。	ガイド案の趣旨に賛同いただきありがとうございます。
8	P.9-P.10のコメント等の受付と対応については、実施ガイド案に賛成する。ハイブリッド参加型バーチャル株主総会は、遠隔地にいる株主が株主総会に「出席」せず、審議等を「確認・傍聴」することができる株主総会であるため、バーチャル参加株主には株主総会への「出席」を前提とした質問権や動議権が認められないとしても、株主総会議長が当該株主のコメント等を紹介することは、株主とのコミュニケーションを向上させるため、妥当である。	ガイド案の趣旨に賛同いただきありがとうございます。
ハイブリッド出席型バーチャル株主総会		
9	P.12-13の基本的考え方については、ガイド案に賛成する。ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性及び即時性が確保されていることから、リアル株主総会と同視される。もともと、実施ガイド案に賛成しつつ、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の根拠が会社法上の明文ではなく、会社法施行規則であることから法的安定性に欠けるとの意見や、会社法施行規則72条3項1号をハイブリッド出席型バーチャル株主総会の根拠とすると、株主権の取扱いについてもリアル株主総会と同様になるのが論理的な結論であるとの意見もあった。また、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、リアル株主総会と異なり、バーチャル出席株主に動議権が認められないこと等、株主にとって不利益な面もあり、会社法に明文の定めがない株主総会の開催方式であるため、慎重を期すのであれば、事前の招集通知での告知のみならず、リアル株主総会において、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の開催について事前の承認を必要とすべきとの意見もあった。さらに、バーチャル出席株主は、株主総会当日の出席株主として扱われ、その点ではリアル出席株主と同列に扱われながら、実施ガイド案によれば動議提出権(会社法304条)等との関係で異なった扱いを受ける可能性があるため、会社法に明文規定(会社法304条に、会社法または法務省令に別段の定めがあるときは、当該権利の行使が制限される旨を明記すること等)を設ける必要があるとの意見、株主総会の「出席」株主に認められる権利が、出席方法・形態あるいは議決権の行使方法の違いに応じて異なることを認め、バーチャル出席株主は、書面投票・電子投票による出席株主とリアル出席株主との中間に位置する出席株主であると捉え、会社法304条の提案権行使等で合理的な制約に服すると考えることも可能ではないかとの意見もあった。	ガイド案の趣旨に賛同いただきありがとうございます。本ガイド案では、一番最後のご意見と同様、リアル株主総会に出席するという機会が与えられていることを前提に、バーチャル出席という出席態様から考えられる特異性等から、その権利の行使の在り方が異なりうるという考えを提示しております。
10	P.13に「会社が経済合理的な範囲において導入可能なサイバーセキュリティ対策」とあるが、実務的な目線やシステム基準がないと対応が難しい。法的考え方において、「会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知しており、かつ、通信障害の防止のために合理的な対策をとっていた場合には、会社側の通信障害により株主が審議又は決議に参加できなかったとしても、決議取消事由には当たらないと解することも可能」とあり、また、「決議の結果が変わらなかつたといえる場合は、手続違反の瑕疵は重要でなく、かつ、決議に影響がないものとして、取消しの請求は裁量棄却(法831条2項)される可能性が十分ある」とあるが、決議取消事由に当たらない、もしくは裁量棄却につながる可能性が高いと思われるサイバーセキュリティ対策の具体的な例を示していただきたい。	決議取消や裁量棄却の判断については、最終的には司法の場において個別の事案に応じて総合的に判断されるものですが、本ガイドは、その際の一つの視座となることを期待して「法的考え方」で新しい解釈も提示しております。ご指摘の「サイバーセキュリティ対策の具体的な例」の提示は、会社のおかれている状況によって異なることも想定され、ガイドでお示しすることは困難と考えており、一つの合理的な対策の程度として、「経済合理的な範囲において導入可能な」という考え方を提示しております。
11	P.14の脚注欄12に、通信障害の問題が株主総会決議の取消事由に当たらない場合について、「会社に悪意又は重過失がない限り」とあるが、具体的な例を示していただきたい。	当該脚注はドイツの法制度を、参考までにご紹介しているものであり、本研究会和並行して行った調査では、「悪意又は重過失がなかった」とされる具体的な事例は把握できませんでした。
12	P.13-14の前提となる環境整備について、実施ガイド案記載の具体的取扱いについては賛成する。ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性及び即時性が確保されていることが大前提であることから、それらが妨げられないようにするために、経済合理的な範囲において導入可能なサイバーセキュリティ対策をとることは必須である。また、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、現行会社法においてベースとなっているリアル株主総会とは出席等の対応が大きく異なっていることから、そのことについての丁寧な説明が求められよう。そして、経済合理的な範囲において導入可能なサイバーセキュリティ対策をとったとしても、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会においては、通信障害が発生することもあり、出席が不可能となる可能性があることから、その旨は事前に、株主に告知すべきである。	ガイド案の趣旨に賛同いただきありがとうございます。

13	<p>P.13-14の前提となる環境整備について、実施ガイド案記載の法的考え方については賛成、反対双方の意見があった。反対の意見は、会社側の通信障害が決議取消事由には当たらないとの解釈は、開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性の確保を前提に、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会をリアル株主総会と同視したのであるから、決議取消事由の該当性についてもリアル株主総会の解釈と平仄を合わせるべきであること、通信障害による瑕疵は、開催場所と株主との間の情報伝達の双方向性と即時性というハイブリッド出席型バーチャル株主総会の根幹にかかわる重大な瑕疵であるにもかかわらず、それが決議取消事由とならないことは不当であるとして、会社側の通信障害が決議取消事由には当たらないとするためには立法的な解決が講じられるべきことを理由とする。</p> <p>これに対して、実施ガイド案の法的考え方に賛成の意見は、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、リアル株主総会に出席できることを前提とした追加的な選択肢であり、しかも、株主に対して通信障害の危険が事前に告知されているのであるから、確実に出席したい株主はリアル株主総会に出席すべきであり、敢えて、通信障害により出席することができなくなる可能性が残るバーチャル出席を選択した場合は、通信障害によって出席できなかったとしても、その危険は株主自身が負うべきことを理由とする。なお、通信技術の進歩を踏まえた新時代の株主総会の在り方を探るといふ観点からは、リアル出席が原則であるとする考え方自体が見直しを迫られ、バーチャルオンリー株主総会まで視野に入れると、バーチャル出席があくまで例外的方法であるとの認識は、通用しなくなるのではないかとの意見もあった。</p>	<p>本ガイド案では、会社が株主の出席する機会を拡大する動機への配慮への一つの視座として、会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知しており、かつ、通信障害の防止のために合理的な対策を取っていた場合には、会社側の通信障害により株主が審議又は決議に参加できなかったとしても、決議取消事由には当たらないと解することも可能であるという新しい解釈を提示しております。</p> <p>また、P.14の「法的考え方」の最後のボツで記載したとおり、会社側の通信障害で決議取消事由に当たると判断された場合であっても、裁量棄却される可能性が十分であると記載しております。</p> <p>ご指摘の通り、バーチャルオンリー型株主総会を視野に入れた場合には、新たな検討が必要になると考えます。</p>
14	<p>P.15-16の本人確認の考え方について、実施ガイド案に賛成する。バーチャル出席株主の本人確認につき、株主名簿上の株主に送付された議決権行使書面に記載されたIDとパスワードを用いたログインにより行う方法は、既に、電子投票においても実務上用いられており、実務の蓄積もあることから、妥当である。もっとも、IDとパスワードを用いた本人確認よりも比較的低コストでより確実な本人確認手段が開発され利用可能になった場合には、当該手段を用いずましを防止すべきである。</p>	<p>ガイド案の趣旨に賛同いただきありがとうございます。</p>
15	<p>P.16-17の代理人の考え方について、実施ガイド案に賛成する意見と反対する意見とがあった。実施ガイド案に賛成する意見は、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会においては、代理人による出席を認める必要性が乏しく、本人確認等の事務処理コストが大きいことから、事前の通知を条件として、代理人の出席をリアル株主総会に限定することは妥当であるとする。実施ガイド案に反対する意見は、議決権の代理行使は、会社法で保障された株主の権利であり制限できないこと、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会においては、現実の問題として、会社側が、バーチャル出席し議決権等を行行使する者が株主本人であるか代理人であるかを区別できないのであるから、代理人によるバーチャル出席を認めないこと自体、ナンセンスであり、敢えて分ける必要性がないことを理由とする。</p>	<p>本人及び代理人の本人確認の方法については、各社の運用に委ねられており、区別が困難であるかどうかは、各社がバーチャル出席をする者について採用する本人確認の方法によるものと考えております。なお、本ガイド案で紹介している取扱いは、代理人がリアル株主総会に出席することを認めるという会社法で保障された株主の権利が確保されることを当然の前提としており、株主の権利を制限しているとは考えておりません。</p>
16	<p>P.17のなりすましの危険性についての取扱いについて、実施ガイド案に賛成する。バーチャル出席において、なりすましの危険が相対的に高いと考える具体的な事情がある場合には、なりすまし防止のために、比較的低コストで確実な本人確認手段が利用可能であれば、当該手段をとるべきである。</p>	<p>ガイド案の趣旨に賛同いただきありがとうございます。</p>
17	<p>P.17の脚注欄15に「バーチャル出席されてしまう懸念もありうるため、そういった場合の対応をあらかじめ決めておくといった対応も考えられる」とあるが、具体的な例を示していただきたい。</p>	<p>例えば、会場出席した株主のID・パスワードでのログインを無効にするといった措置や、当該旨の事前の通知が考えられるかと思えます。</p>
18	<p>P.18の株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係の考え方について、実施ガイド案に賛成である。株主総会出席株主の数・議決権の数について二重計上を技術的に回避できるのであれば、事前の招集通知等における説明・周知を条件として、バーチャル出席株主が行っていた電子投票等を有効なものとして扱い、議案に対する賛成・反対票として算入することが妥当である。</p>	<p>ガイド案の趣旨に賛同いただきありがとうございます。</p>
19	<p>P.18、議決権を事前に行使した株主に対し、「当日の採決のタイミングで新たな議決権行使があった場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄する」としているが、会社の規模(株主数)や議案の内容(賛否が拮抗している場合)等も区々である中、瞬時に議決権行使状況を把握し、結果を確認することがシステムとして可能なか確認が必要となる。瞬時に確認することが難しい場合、バーチャル出席株主の議決権行使時限をリアル株主総会出席株主よりも先に締め切ることは問題ないという理解でよいか。</p>	<p>出席態様の違いやシステム上の制約の要請から、バーチャル出席株主の議決権行使の締め切りをリアル出席株主よりも必要かつ合理的な範囲で早く設定することは許容されると考えます。</p>
20	<p>P.21にバーチャル出席株主の質問の概要を後日公開することが考えられると記載されているが、株主への積極的な情報提供の観点から、質問の概要に加えてその回答をwebに掲載するという対応も考えられる。そうした場合、リアル株主総会における質問希望者との間で不公平が生じるようにも思われるが(リアル株主総会参加者は挙手をして質問できない可能性があり、なおかつwebでも回答されないため)、バーチャル株主総会特有の取扱いとして問題ないという理解でよいか。</p>	<p>当該箇所は、バーチャル出席株主の質問の取扱いに係る適正性・透明性を担保するための措置の例として紹介しているものですが、ご指摘の懸念がある場合には、さらなる工夫の余地もあると考えます。</p>

21	<p>P.21の質問の取扱いについて、実施ガイド案についてさらなる検討が必要である。株主総会の出席株主にリアル出席株主とバーチャル出席株主が併存する場合、例えば、バーチャル出席株主の質疑が打ち切られたにもかかわらず、リアル出席株主の質疑がまだ継続しているといった事態は想定されないか。この場合、質疑打ち切りのルールの立て方次第とも解されるが、そもそも質疑打ち切りのルールは両者に共通したルールが適切なのか、あるいはそれぞれの出席態様に適したルールの設定が考えられるのか、しかし両者に等しく質問権を認める以上、ルールを分けることに果して合理性があるかといった点を検討する必要がある。実務上、議長による質疑打ち切りの在り方が決議取消事由(不正な議事運営)(会社法831条1項1号)として主張されるケースもあるので、慎重な検討を要すると考えられるからである。</p>	<p>P.20で考え方を記載しておりますが、バーチャル出席株主については、リアル株主総会の出席者に比べて、物理的に議長と対峙していないことや、他の株主の動向や挙動について確認が困難であるなど、その出席態様の違いにより、リアル出席株主と比べて、質問や動議の提出に対する心理的ハードルが下がると考えられることや、質問や動議の内容についてコピー&ペーストが可能であるといった違いから、濫用的な行使の可能性が相対的に高くなると考えられます。したがって、質問や動議を取り上げるための準備に必要な体制や時間を考慮し、リアル出席株主とバーチャル出席株主の出席する株主総会を一つの会議体として運営するために措置として、あらかじめ必要かつ合理的な範囲での運営ルールを設けることは適切な取扱いとして提示しております。</p>
22	<p>P.21の「より多くの株主にとって有意義な質問を取り上げることは、株主との建設的対話に資すると考えられる」という視点に賛成する。有意義な質問を取り上げるためには思い切った議事進行が必要な場合が想定されるため、些細な理由が無効や取消の事由になることはない旨をガイドラインに記載されることを要望する。</p>	<p>本ガイド案の趣旨にご賛同いただきありがとうございます。P.20にも記載したとおり、恣意的な議事運営が許されないことを前提として、趣旨が重複する質問をまとめたり、議案に関係ない質問や濫用的な質問に多大な時間を費やさないと議事進行は可能と考えます。ご指摘の無効や取消の判断については、最終的には司法の場において個別の事案に応じて総合的に判断されるものですが、本ガイド案では、P.23の「法的考え方」において、「リアル株主とバーチャル出席株主との出席態様の違い等から、(中略)事前の通知を前提として、そのような困難に対処するために必要な限度で質問や動議に制限を設けることは、バーチャル出席株主の権利を特段毀損していることには当たらず、許容されると考える」との考え方を記載しております。</p>
23	<p>P.21-22の動議の提出について、実施ガイド案に賛成、反対双方の意見があった。実施ガイド案に反対する意見は、徒に株主総会が長時間化するのを避ける観点から、手続的動議はリアル出席株主に限るものであるとして、動議の提出につき議案に関する実質的動議と手続的動議とに分け、実質的動議の提出は認めるべきであること、動議提出権のうち、会社法304条に定める株主総会における議案提案権については、会社法の明文で定めた出席株主の権利であるため、バーチャル出席株主にこれを認めないとするには、やはり会社法304条等に明文の規定が必要であることを理由とする。これに対して、実施ガイド案に賛成する意見は、バーチャル株主総会の議事進行中に、バーチャル出席株主に対して提案内容の趣旨確認や提案理由の説明を求めると、そのためのシステム体制を整えることの実務上の困難性を理由とする。</p>	<p>P.22の脚注24に記載したとおり、将来的なシステムインフラの整備状況等によっては、バーチャル出席株主の動議の取扱いについてもリアル出席株主と同様に取り扱うことができると考えられます。ハイブリッド型バーチャル株主総会は、従前通りリアル株主総会への出席が全ての株主に開かれているため、システム体制を構築することの実務上の困難性により会社が株主の出席機会を拡大する機会を利用しづらくなることにも留意すべきであり、事前の通知を前提としてリアル出席者とバーチャル出席者の取扱いに必要な合理的な差異を設けることについては、許容されると考えております。</p>
24	<p>P.22-P.23の動議の採決について、実施ガイド案に賛成、反対双方の意見があった。実施ガイド案に反対する意見は、バーチャル出席株主にも、実質的動議に関しては採決を認めるべきとする。実施ガイド案に賛成の意見は、システム構築の困難性を理由に、リアル株主総会の書面または電磁的方法による議決権行使の場合を参考に、実質的動議については棄権、手続的動議については欠席として取り扱うべきとする。</p>	<p>P.22の脚注25に記載したとおり、将来的なシステムインフラの整備状況等によっては、バーチャル出席株主の動議の取扱いについてもリアル出席株主と同様に取り扱うことができると考えられます。ハイブリッド型バーチャル株主総会は、従前通りリアル株主総会への出席が全ての株主に開かれているため、システム体制を構築することの実務上の困難性により会社が株主の出席機会を拡大する機会を利用しづらくなることにも留意すべきであり、事前の通知を前提としてリアル出席者とバーチャル出席者の取扱いに必要な合理的な差異を設けることについては、許容されると考えております。</p>
25	<p>P.23の通信の強制途絶について、実施ガイド案に賛成、反対双方の意見があった。実施ガイド案に賛成の意見は、質問権等を濫用して議事運営を妨害するバーチャル出席株主の通信を強制的に途絶することについては、株主総会における秩序維持のための最終的な手段として認められるべきであるとする。もっとも、通信の強制途絶は、リアル株主総会というところの退場に該当することから、恣意的に行われないう、あらかじめ指針等を作成の上、公表し、慎重に行われるべきである。実施ガイド案に反対の意見は、質問権等が濫用されても、会社に対する実害は乏しいと考えられることから、通信の強制途絶までは認めなくてもよいとする。</p>	<p>バーチャル出席者のインターネット等を通じた対応の在り方によっては、リアル株主総会で株主の退場措置が必要とされる場合と同等の秩序維持が必要となる事態も想定されます。したがって、そのような場合には、リアル株主総会での退場措置と同様の措置として、通信の強制途絶もやむを得ないと考えます。しかし、ご指摘の通り、当該措置の適用については、恣意的に行われないう慎重な対応が求められると考えますので、その旨注記に追記させていただきます。</p>
26	<p>P.24の④議決権行使の在り方について、実施ガイド案に賛成する。ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、開催場所とバーチャル出席株主との間で情報伝達の双方向性及び即時性が確保されていることを前提としていることから、電磁的方法による議決権行使ではなく、株主総会開催当日の議決権行使として取り扱うべきである。また、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、開催場所とバーチャル出席株主との間で情報伝達の双方向性及び即時性が確保されていることを前提としていることから、そのためのシステム構築は必須である。ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、電磁的方法による議決権行使ではなく、当日の議決権行使として取り扱うのであることから、株主総会終了後に提出が求められている臨時報告書に記載すべき議決権の数の取扱いも、リアル株主総会と平仄を合わせるべきである。</p>	<p>本ガイド案の趣旨にご賛同いただきありがとうございます。</p>
27	<p>P.25の招集通知の記載方法について、実施ガイド案に賛成する。ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、開催場所と株主との間の情報伝達の双方向性及び即時性を根拠にリアル株主総会への出席と同視されるのであるから、実施ガイド案提案の記載をすべきである。また、ハイブリッド出席型株主総会は、動議権の行使についてリアル株主総会と異なった取扱いをする株主総会の方式であり、その導入については、株主に対する十分な周知を図るために、招集通知に記載すべきである。さらに、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の実施に際しては、定款の記載まで必要ではないかとの意見もあった。</p>	<p>本ガイド案の趣旨にご賛同いただきありがとうございます。また、ご指摘の通り、リアル出席株主とバーチャル出席株主は取扱いが異なる場合がございますので、招集通知における十分な周知が必要と考えます。なお、一般論として、リアル株主総会が従前通り開催される以上、定款の記載までは必要ないものと考えます。</p>
28	<p>P.25のお土産の取扱いについて、実施ガイド案に賛成する。お土産は、リアル株主総会に物理的に出席する株主に対して、交通費をかけて会場まで足を運び来場したことへのお礼として配布されているのであるから、会場へ足を運ばないバーチャル出席株主に土産を配布しなくても、株主平等の原則には反しないと考える。</p>	<p>本ガイド案の趣旨にご賛同いただきありがとうございます。</p>